

# 越谷市 小中一貫校だより



越谷市  
教育委員会発行  
令和5年1月

【蒲生版】

## 蒲生小学校の新しい校歌と校旗の お披露目・感謝状贈呈式を行いました！



令和4年4月に新たに開校した蒲生小学校の校歌が完成し、蒲生小学校体育館にて披露されました。校歌の制作は、音楽家の北村明子さんにより手掛けられ、蒲生小学校の6年生への歌の指導と併せて、曲に込めた思いも伝えられました。

直接指導を受けた6年生からは、北村さんへ感謝の気持ちが伝えられ「初めて校歌を歌う6年生として、素敵な校歌にして卒業したい」

「2つの学校が合併して新しい学校になったんだと実感した」という感想も述べられました。

### 北村明子さん略歴

東京藝術大学大学院博士課程修了。音楽博士。市内在住のピアニストとして、リサイタル開催、コンサート出演など、ピアノ・ソロおよびアンサンブル（室内楽・歌曲伴奏）で活躍中。芸術で町を元気にしたいという思いから生まれた越谷市のホールを拠点としたコンサート「（地域の）アーティストとホールの共同企画」に、第1回から出演し、地域の文化振興にも貢献。指導においては、学生時代から開始し今年33年目となり、18年間大学にて多数の学生を指導した経験ももつ。

### 越谷市立蒲生小学校校歌

北村明子 作詞・作曲

蒲生っ子の 学びの庭に  
桜も柳も 輝いて  
みんな笑顔で 元気よく  
心豊かに 咲かせよう  
大きな夢を

あぁ 蒲生小学校  
青い空 若葉も光り  
優しい仲間と 助け合い  
強く正しく 勇気もち  
未来へ虹を かけわたそう  
希望を胸に  
あぁ 蒲生小学校

清らかな 綾瀬の水辺  
友との楽しい 思い出と  
かたい絆を 大切に  
蒲の穂のように 飛び立とう  
大空高く  
あぁ 蒲生小学校

【歌詞について】  
この詞は、蒲生小学校・蒲生地区の  
皆さんと共に作成されました。

完成した校歌は、現在蒲生小学校児童が練習中です。音源は蒲生小学校のホームページにアップロードする予定です。



※この校歌は、“校歌に入れたい言葉の募集”に応募して下さった239点の言葉の中から選定され、作詞されました。皆様のご協力に感謝申し上げます。



また、校歌と共に披露された校旗に描かれた校章は、6年3組笹嶋大雅さんがデザインしたものです。応募総数149点の中から選考され、最終的に児童及び保護者による投票により、選ばれました。笹嶋さんにも校長先生より感謝状が贈呈されました。

# 令和5年4月より南中学校の通学区域が変更となります

蒲生小学校・蒲生第二小学校合併に伴い、5月の小中学校学区審議会答申、7月の教育委員会会議の議決承認を受け、「蒲生東町、登戸町、南越谷一丁目（1～10）」が令和5年4月から南中学校の通学区域に加わります。南中学校の通学区域の対象は右記のとおりです（下線が新たに加わった部分）。これにより、蒲生小学校の通学区域にお住いの全児童について、進学する際の基本通学区域が南中学校となります。

新しい南中学校の通学区域
伊原一丁目、伊原二丁目 蒲生一丁目～蒲生三丁目 蒲生旭町、蒲生愛宕町、蒲生寿町 蒲生西町一丁目、 <u>蒲生東町</u> 、蒲生本町 蒲生南町、 <u>登戸町</u> 、 <u>南越谷一丁目（1～10）</u> 南町一丁目～南町三丁目

## 旧蒲生小学校解体工事の進捗状況

令和4年7月中旬より、旧蒲生小学校校舎等の解体工事が行われています。現在、北校舎のほぼ全てが解体され、南校舎の解体も始まっています。解体工事は令和5年2月28日までに終了する予定です。



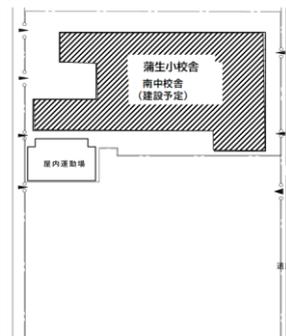
## 小中一貫校整備の延期に係る説明会を開催しました

令和4年11月15日（火）～30日（水）の期間において、蒲生小、蒲生南小、明正小、川柳小の1～5年生児童保護者、関係小学校周辺地域住民、関係小学校の就学予定児童保護者を対象に、小中一貫校整備事業を延期することに関する説明会を開催しました。

### 小中一貫校整備の方針見直し

令和8年4月3学園開校

→ **令和9年4月3学園開校**



蒲生新校舎配置イメージ図

### 3学園構想は継続します

- ・(旧)蒲生小敷地内に小中学校校舎を建設します
- ・(現)南中敷地内に川柳小高学年校舎を建設します
- ・(現)南中校舎等を活用して中学校を新設します



川柳小高学年校舎配置イメージ図

### 学園開校時の関係児童生徒

現在（令和4年度）の以下のお子さんが学園開校時（令和9年度）に小学校1年生から中学校3年生になります。（年齢は令和4年4月1日現在）

令和4年度	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
令和9年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3

なお、説明会で配付した資料を下記越谷市ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

越谷市ホームページトップページ > [子育て・学び](#) > [教育](#) > [小中一貫校](#)  
> [お知らせ\(保護者・地域の方へ\)](#)



## 説明会でいただいた主な質問と回答

説明会でいただいた主な質問とその回答についてお知らせいたします。

**Q** なぜ議会で否決されたのですか。その理由は。

**A** 予算規模に対する審査員の人数や価格が高い業者が落札したこと、評価の割合に関する事など、主に事業者を選ぶ際のプロセスについてご意見をいただきました。



**Q** 競争入札だったら、同じ質の仕事をするのであれば、安い方になるはずでは。何故金額が高い方になったのですか。

**A** 今回のPFI事業は一般的な競争入札(価格だけを見る)とは異なり、事業者が提案した校舎等の設計・建設・維持管理についての内容とその価格を総合的にみる入札方法(総合評価一般競争入札)です。越谷市は提案の必要基準は示しますが、提案内容は事業者に委ねられています。そのため、提案の質も異なりますし、提案に応じた価格が提示され、その両方を見た上で評価点が高い方が事業を行う落札者となります。越谷市が発注する公共事業において、こうした入札方法を採用した事例は他にもあり、国が示す「地方公共団体におけるPFI事業について(平成12年3月29日自治画第67号)」では、民間事業の選定に当たっては、総合評価一般競争入札の活用を図ることとしており、全国的にも多く取り入れられている入札方法です。

**Q** 先生方の異動等によって、進めてきた小中一貫教育を途切れさせてはならないと考えます。継続した橋渡しをするために、先生方の異動等の考慮について考えているのですか。

**A** 関係する小中学校の校長先生とも話をし、進めてきた小中一貫教育の継続性が保たれるようにしていきます。

**Q** 新校舎の新しい設備と旧設備の差で事故や災害時の差が起きないように安全面に十分配慮してほしいです。

**A** 学習面のみならず、安全面に関しては子どもたちの命を預かる学校教育の側面からして大切にしていきたいと考えています。新校舎は防災の面からも避難所設営にも対応できる建物とし、地域の皆様にも活用してもらええる仕様とします。一方で、新しい設備と旧設備で差ができてはいけないと教育委員会としても理解していますので、既存の学校施設においても校長と連携を図りながら、安全面の配慮を行っていきます。

**Q** そもそもこの150億円の規模のものを教育委員会だけで進めていったのですか。

**A** 今回のPFI事業を進めるにあたり、教育委員会が独自で進めてきたのではなく、市のガイドラインやPFI法に則り進めてきました。具体的には市全体の政策会議でPFIを用いた事業手法の導入を決定し、事業実施に際する予算規模については、令和3年12月定例市議会にて承認をいただいております。事業者の募集及び決定にあたっては、教育委員会だけではなく、関係部課所及び市長の決裁を経て公表しております。

**Q** 1番気にしているのは子どもたちに不安な気持ちや我慢している気持ちをもたせていることです。子どもたちに今回の件をどのように説明するのですか。ぜひ子どもたちに説明してあげてほしいです。

**A** 子どもたちのことを第一に考え、関係する小学校の校長先生と相談して、時期を見て子どもたちにわかりやすく説明できるようにします。

**Q** 延期により中学校までの登校距離が短くなるという1つのメリットがなくなってしまう。現在行っていない他校の学校選択制を再開する等学校選択制で優遇してもらうことはできないのですか。

**A** 学校選択制については、学校の教室に空きがある状況で行っています。もしも、現在の学区の中学校とは別の学校に通うということであれば、学校選択制を活用していただくことになります。

**Q** 現在、野球で蒲生小学校の校庭を使用しています。今後、新校舎が完成するまでに工事などで校庭を使用できない期間はありますか。

**A** 令和5年2月末までに完了予定の旧蒲生小学校校舎等解体工事後から、令和5年度中は仮囲いを行う等して安全確保を行った上で校庭を使用することができます。安全を確認し次第、学校開放団体の皆様には学校や地区センターから校庭の使用についてご案内いたします。

**Q** 令和5年9月定例市議会での可決を目指すということですが、議会に納得してもらえる手立てはあるのですか。再度否決になった場合はどうするのですか。

**A** 今回の議会における否決理由は、改善すべき点として明らかになっています。例えば、PFI事業者選定審査会の選定委員については、事業規模に対して選定審査員が3名と少ないのではないかとご指摘いただき、条例で規定する上限である5名で進めていけるように調整を図っているところです。その内訳として、建築全般の専門家2人、教育施設に詳しい建築の専門家2人、総合的に学校教育に詳しい専門家1人を予定しています。また財務の審査に関しては、財務の専門家に別途依頼することを予定しています。このことについてはすでに各会派へ説明させていただいており、概ね了承を得ているところです。また、学校教育部、教育委員会だけでなく、全庁的な取組として、プロジェクトチームを立ち上げて取り組んでいき、これまで以上に丁寧に説明し、進めていきたいと思っております。議会の理解が得られるように節目ごとに丁寧に説明をさせていただき、可決いただけるように取り組んでいきます。